

船橋市地域学校協働活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する地域学校協働活動の実施に関して必要な事項を定めることにより、当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働活動 法第5条第2項に規定する地域学校協働活動であつて、次に掲げるものをいう。

ア 学習支援

イ 体験活動支援

ウ 部活動支援

エ 学校行事支援

オ 地域貢献

カ 学校周辺環境整備

キ 登下校安全支援

ク 広報

ケ その他協働活動に資するものとして船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたもの

(2) 推進員 法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員をいう。

(消耗品等の支給)

第3条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員その他教育委員会が認めた者からの申請に基づき、協働活動で使用する消耗品等を支給することができる。

2 前項の消耗品等は、30,000円未満の物とする。ただし、協働活動に資する物であつて、教育委員会が必要と認めるものについては、この限りでない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、法令の規定に基づき学校の負担に属するものとされている消耗品等については、支給することができない。

(研修)

第4条 教育委員会は、推進員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(庶務)

第5条 協働活動に関する庶務は、教育委員会生涯学習部青少年課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協働活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(船橋市学校支援地域本部事業実施要綱等の廃止)

2 船橋市学校支援地域本部事業実施要綱及び船橋市学校支援地域本部事業交付金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に船橋市学校支援地域本部事業交付金交付要綱第7条の規定により交付金の交付の決定を受けている中学校区学校支援地域本部に対する交付金の交付については、なお従前の例による。